

重要 学生の自動車通学について

姫路工学キャンパス学務課
2017年7月19日作成

学生便覧に記載している「姫路工学キャンパス自動車通学規制要領第1」の通り、**本キャンパスでは、原則として自動車通学を認めていない。**

但し、学内及び学外に自動車駐車場を確保している学生は自動車通学を認める。

上記以外の学生が、学内に不正駐車しているのを発見した場合は、
タイヤロックをかけるとともに、今後在学中は学生用駐車場の利用を認めないこととする。

また、学生用駐車場の利用許可を受けている学生でも、
指定された駐車場以外に駐車した場合は、許可証とパスカードを没収する。